

## 第1節 防災教育計画

### 1 計画の方針

学校教育、社会教育、職場教育の場を通じて、地震に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域防災力の基盤となる市民・企業による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

また、胎内市、防災関係機関において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的な育成を図る。

#### (1) 基本方針

##### ア 各主体の責務

(ア) 市民、自主防災組織、企業、事業所等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識の習得に努める。

(イ) 胎内市は、住民の防災教育、職員の一般的な防災教育及び専門的な職員育成を行うとともに、市立学校における児童生徒等の防災教育を行う。

(ウ) 新潟県は、一般市民の防災教育に必要な学習材料の提供、学習環境の整備、胎内市の防災教育及び専門的な職員育成の支援及び県職員の防災研修を行うとともに、県立学校における児童生徒等の防災教育を行う。

##### イ 達成目標

(ア) 児童生徒等が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。

(イ) 市民が、地震・津波に関する一般的な知識及び居住地等で地震時に発生する可能性の高い被害の様相についての知識を取得し、自ら置かれる状況についてイメージできる。

(ウ) 市民及び企業等が、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得すると共に、社会の一員としてとるべき行動を心得ている。

(エ) 胎内市、防災関係機関において、全ての職員が地震に関する基礎知識を持ち、かつ、一般市民が行うべき事前の地震対策を自ら率先して実行できる。

(オ) 胎内市において、防災に関する専門研修を受けた男女の職員が防災担当部門に配置されている。

#### (2) 要配慮者に対する配慮

##### ア 要配慮者、保護者、施設管理者等の防災教育を推進する。

イ 一般市民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場などにおいて必要な支援行動ができるようにする。

#### (3) 積雪地域での対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大すること、またその対応も積雪期では異なることを具体的にイメージできるよう、教育・研修において配慮する。

## 2 市民・企業等の役割

### (1) 市民の役割

- ア 自治体の地震に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- ウ 次世代への災害被災経験の伝承
- エ 各家庭でのいざという時の連絡先や避難場所等に関する話し合い
- オ 緊急地震速報を受けたときの適切な行動

### (2) 地域の役割

- ア 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- イ 地域住民による地元の地震被害危険箇所の把握・点検・確認

### (3) 企業・事業所等の役割

- ア 自治体の地震に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び地震発生時の行動に関する検討

## 3 胎内市の役割

胎内市は、国、新潟県、消防機関、学校、福祉関係者、企業、NPO、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

教育の方法は、技能講習を含めた講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレットの配布及び現地指導等により行。

### (1) 市立学校における防災教育の推進

学校教育においては、児童生徒等の発達段階に応じ災害発生時に起こる危険について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。このため、胎内市は幼稚園、保育所、小学校（低学年、中学年、高学年）、中学校及び高等学校など児童生徒の発達段階に応じ、安全教育の一環としてホームルーム、学校行事や課外授業を通じ災害時の対応などの理解を深めるよう指導する。

また学校管理者は、教職員に対し、防災に対する心構えや災害時に適切な措置がされるよう情報伝達、児童生徒の避難・誘導など災害時の対応要領等を作成し、周知・徹底する。

### (2) 社会教育における防災学習の推進

住民向けに、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施する。

### (3) ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

(4) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

### (5) 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

- ア 要配慮者本人及び家族の学習
- イ 民生委員等地域の福祉関係者の学習
- ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習

エ 外国人受入先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習

(6) 市職員の防災教育、防災部門の人材育成

胎内市は、市職員に対し、各種法律、規則、条例、胎内市防災計画の内容、災害時の個人の具体的役割や行動等の所管防災業務について教育するとともに、災害対策配備基準により災害発生時に備えるものとする。また、国、県等が実施する研修会への参加や研修会等の開催に努めるものとする。

(6) 団員の防災教育・研修

(7) 一般住民に対する防災知識の普及

災害発生時には、救出、救助をはじめとして、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらの全ての面において行政が対応することは極めて困難であり、住民自らの「自分の身は自分で守る」という意識と行動が肝要である。このため、まず住民が災害に対する知識をもつことが防災対策上の前提であり、胎内市は組織的かつ計画的な防災訓練の実施や防災知識の普及を行うものとする。

また、住民はこれらの訓練に積極的に参加し、災害時に備えなければならない。

① 啓発内容

災害に備えた普段の心得、災害発生時の心得

ア 胎内市地域防災計画の概要の周知

一般気象災害の一般知識及び気象台等から発令される注意報・警報等の種類と内容

イ 胎内市の災害特性

ウ 避難場所・避難路の周知

エ 災害時の応急救護

② 啓発方法

パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や防災ビデオの貸し出し等により防災知識の啓発活動を行うものとする。

#### 4 県の役割

(1) 学校における防災教育の推進

ア 県立学校における防災教育（総務管理部、県教育委員会）

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目的に応じ、学校教育全体を通じて防災教育を行う。

イ 私立学校に対する啓発（総務管理部）

私立学校設置者に対し、公立学校と同様に防災教育を推進するよう指導・助言を行う。

ウ 県立看護大学（総務管理部）

（ア）職員・学生に対する一般的な防災教育を行う。

（イ）災害時の看護等教授内容の充実に努める。

（ウ）看護職員の防災教育に必要な情報提供や、講師派遣等の支援に努める。

(2) 社会教育における防災学習の推進（防災局・県教育委員会）

社会教育施設において防災広報を実施する。

(3) 要配慮者及び保護責任者の防災学習の支援

ア 高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児

在宅要配慮者の安全を確保するため、要配慮者本人又は保護責任者への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓蒙活動を行う。

イ 外国人

胎内市や外国人関係団体（外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等）の協力を得ながら、災害・及びこれらから身を守るための基礎知識の普及に努める。

災害時に外国人（就業者、留学生、旅行者、定住して間もない者）の安全確保にあたるべき立場の者（事業所、学校、宿泊・観光施設、交通関係者、家族等）及び胎内市が、防災マップ等を活用して外国人への防災知識の周知を図るよう支援する。

(4) 胎内市に対する防災に関する基礎情報の提供（防災局、土木部、県教育委員会）

ア 胎内市が実施する防災教育に関し、国及び関係機関の協力を得て、必要な情報の提供を行う。

イ 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報等の提供、その他市町村の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。

ウ 必要に応じ、情報の提供とその解説のために研修会を開催する。

エ 平常時から新潟県総合防災情報システム及びホームページ等により防災情報を発信し、防災教育基礎情報を提供する。

オ 住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報に関する情報の提供を行う。

(5) 胎内市職員の防災教育の支援（防災局）

ア 胎内市職員の専門的な防災教育機会の創出

イ 胎内市の防災教育に必要な情報の提供

ウ 消防学校における団員の防災教育・研修

(6) 県職員の防災教育、防災部門の人材育成（防災局）

ア 外部講師等による防災教育研修の実施

イ 消防大学校など専門研修機関への計画的な職員派遣

## 5 防災関係機関の役割

防災関係機関は、自らの職員の防災教育・研修のほか、次の項目について市民への普及、啓発を図る。

(1) 県警察における防災教育

運転免許証の更新時講習等を通じて自動車運転時における災害発生時の自動車運転者としての措置等

(2) 新潟地方気象台

地震・津波、及び緊急地震速報等に関する基礎的な知識の普及・啓発

(3) 第九管区海上保安本部

船舶・海事関係者等への地震・津波発生時の注意事項等

(4) 北陸地方整備局

新潟地震や中越大震災、中越沖地震等、過去の地震災害記録の公開及び地震に関する情報の提供

(5) 東北電力（株）

一般家庭に対する、地震発生時の電気及び電気器具の取扱上の注意

(6) 都市ガス供給事業者、L P ガス販売店 ((一社)新潟県 L P ガス協会)

ア 地震発生時のガス及びガス器具取扱の注意事項

イ ガスマイコンメーターによる緊急遮断機構作動時時の復旧方法

(7) 日本赤十字社

心肺蘇生、応急措置等、初步的な救急法の一般への普及



## 第2節 防災訓練計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

災害発生時において、胎内市、防災関係機関、市民、隣接市町村等が防災活動を的確に実施できるよう平常時から防災訓練を実施する。

訓練実施については、各防災関係機関及び住民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な訓練を実施するとともに、地域、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。

さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、県、市町村及び関係機関において、地理空間情報（G I S・G P S）など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。

#### (2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、災害時要援護者の安全確保計画に基づく避難誘導計画などにより、実践的な避難誘導訓練を行う。

#### (3) 積雪地域での対応

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、特に積雪地域においては、積雪期を想定した訓練を検討する。

#### (4) 複合災害を想定した訓練

県、市町村及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

## 2 市民・企業等の役割

### (1) 市民の役割

地震時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、住民一人一人が冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。そのため、自治体や地域、自主防災組織、企業などが行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網をあらかじめ把握しておく。

### (2) 地域の役割

地震時において、その規模によっては瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など、安全を確保するための地域における取組が地域の明暗を分ける結果となる。このため、町内会等による地域での防災訓練の実施や避難行動要支援者の所在や避難所の運営、情報伝達体制などの確認に努める。

### (3) 企業・事業所、学校等の役割

企業・事業所、学校などは初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努める。また、

大規模地震時には指定避難所とは別に避難場所のような機能が求められる場合や、一時的な地域活動の拠点となることも想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備に努める。

また、病院・福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多いことから、施設の管理者は、施設入所者の状況を常に把握しておくとともに、職員及び関係者に対し避難誘導訓練を行う。

### 3 胎内市の役割

胎内市は、地震発生前後の防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯・防災組織、地域団体、住民との協力体制の確立などに重点をおき、住民の避難行動等、災害発生時に住民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

#### (1) 防災訓練

地震等の災害時における対応能力向上と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るとともに、住民自らの「自分の身は自分で守る」という行動力と、地震に対する知識の向上のため、住民主導型の防災訓練等を実施する。

##### ア 実施日

原則として、毎年1回、地域と災害の種別を指定して実施することとする。

##### イ 訓練参加機関

市、新発田地域広域事務組合消防本部、防災関係機関、災害時応援協定機関、自治会、自主防災組織、地域住民等

##### ウ 訓練概要

市内において大規模な地震が発生したとの想定で、市、消防本部、自治会並びに自主防災組織等を核とした住民主導型訓練を中心に、各種対応型訓練を実施する。

#### (2) 図上訓練等

ア 災害対策本部対応職員の判断能力向上や関係機関との協力体制強化及び「職員災害対応ハンドブック」「地域防災計画応急対策タイムスケジュール」検討のための図上訓練を実施する。

##### イ 実施周期

原則として、2年に1回とする。

ウ 移動局設備（半固定局、車載局、携帯局）の情報機器の操作習熟のための情報伝達訓練を実施する。

#### (3) 地域住民の自主防災組織による訓練

地震被害は、広範囲かつ瞬間的な建物の倒壊や火災の同時多発など、行政の対応能力を超えた災害が想定されるため、住民・事業所が適切な防災活動が行われるよう、防災に関する知識や情報を提供し、協力体制の充実強化を図るとともに、行政・住民・事業所が一体となった防災の推進を図り、事業所・地域の実情に合わせた防災訓練を実施するとともに、事業所においては地域の一員との立場から、防災用品等の事業所内備蓄を推進するものである。

#### (4) 消防訓練

市は、消防活動の円滑な遂行を図るため、9月1日の「防災の日」を中心とした防災週間（8月30日～9月5日）等に、消防に関する訓練、震災時の住民と防災関係機関との連携訓練、及び県内消防本部並びにその他関係機関と相互応援協定等に基づく合同訓練を実施し、災害時の対応能力の向上を目的に実施する。

#### (5) 水防訓練

市水防機関は、水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、洪水が予想される最も効果のある時期に訓練を実施し、水防工法その他関連する訓練と合わせ講習会等を実施するとともに、関係団体が合同して行う訓練に積極的に参加するものとする。

#### (6) 防災関係機関等における訓練

防災関係機関等においては、市などが実施する防災訓練について積極的に参加・協力し、災害発生時に処理すべき事務又は業務の検証を行うとともに、個々が定める各種マニュアルに基づき、職員の非常参集を含めた各種訓練の実施に努めるものとする。

#### (7) 学校等における訓練

各学校で策定の「震災対策マニュアル」に基づき、学校等での様々な場面をとらえた検証訓練を実施し、児童生徒及び教職員の震災時対応能力の向上に努めるとともに、災害時の避難所としての役割についても検討するものとする。

#### (8) 病院・社会福祉施設における訓練

病院や社会福祉施設では、災害時において自力避難が困難な人が多く利用していることから、避難誘導や救出・救護に重点をおいた訓練を実施し、職員の要介護者に対する対応要領の策定と、付近住民の協力体制についても検討するものとする。

#### (9) 地域防災行政無線通信訓練

災害時の電話線等途脱の場合、災害情報等の収集・伝達通信が円滑に行われるよう、市職員及び防災関係機関の無線設置部署職員に対し「胎内市防災行政無線局管理運用規程」に基づく通信訓練を実施し、無線運用の習熟に努めるものとする。

### 4 新潟県及び警察本部の役割

新潟県は、災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯・防災組織、地域団体、住民との協力体制の確立などに重点をおき、住民の避難行動等、災害発生時に住民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組みを促進する。

また、防災訓練の実施にあたっては、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊などの広域実働部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、医療関係機関、災害時要援護者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。

また、地理空間情報（G I S・G P S）、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。

(1) 県における防災訓練

ア 総合防災訓練

(ア) 実施時期

原則として年1回実施するものとし、新潟地震、中越大震災及び中越沖地震の被災地においては、その経験を風化させないような時期を考慮する。

(イ) 実施場所

原則として、大規模災害発生地域を地方本部(県地域振興局)の所管区域(新潟県行政組織規則(新潟県規則第8号(昭和35年3月25日))第10条)に基づき区分した次のa~cの3エリアによる持ち回りとし、県災害対策本部は県庁内に設置する。

a 糸魚川、上越、十日町、南魚沼、魚沼の各地方本部 管内

b 柏崎、長岡、三条の各地方本部 管内

c 新潟(新潟市除く)、新発田、村上、佐渡の各地方本部 管内

(注) 5年に1回の周期で、新潟市を実施場所として実施する。

(ウ) 訓練方法

実働訓練とする。

イ 図上訓練等

(ア) 災害対策本部対応職員の判断能力向上や関係機関との協力体制強化のための図上訓練を実施する。

(イ) 災害時における情報孤立対策のため非常無線通信訓練を実施する。

(ウ) 新潟県総合防災情報システム等の情報機器の操作習熟のための情報伝達訓練を実施する。

(エ) 災害時における授援体制の確立のため他の都道府県との広域合同訓練の実施に努める。

ウ 県立病院・福祉施設等における防災訓練

県立病院・福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多いことから、施設の管理者は、施設入所者の状況を常に平常時から要援護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練などを行い、避難行動要支援者の支援体制を整備する。

(2) 学校等における防災訓練

ア 学校等の様々な場面を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検も含め実施する。(県教育委員会)

イ 県立看護大学(総務管理部)

施設の管理者は、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練などを行う。

(3) 河川、ダム、海岸等の県管理施設における防災訓練

ア 関係機関とともに、関係施設を対象にした防災訓練の実施に努める。

イ 胎内市が実施する、公共土木施設等を対象にした防災訓練の支援に努める。

## 5 防災関係機関の役割

防災関係機関は、新潟県や胎内市が実施する総合防災訓練に積極的に参加するととも

に、それぞれが定めた計画に基づいて訓練を実施する。



## 第3節 自主防災組織育成計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

大規模災害時においては、公的機関による防災活動のみならず地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であり、市民、胎内市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帶意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

#### (2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行うものとする。

##### ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の整備
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具の点検
- (エ) 防災資機材等の整備及び管理
- (オ) 危険箇所の点検・把握
- (カ) 避難行動要支援者に係る情報収集・共有

##### イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集
- (ウ) 救出救護の実施及び協力
- (エ) 地域住民に対する高齢者等避難、避難指示等の情報伝達
- (オ) 地域住民に対する避難誘導
- (カ) 避難行動要支援者の避難支援
- (キ) 給食・給水及び救助物資等の配分

### 2 市民の役割

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、自治会・町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

### 3 胎内市の役割

#### (1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

胎内市は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

#### (2) 訓練の支援

胎内市は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

#### 4 地域住民による自主防災組織

##### (1) 育成の主体

市町村は、災害対策基本法第5条の規定により自主防災組織の育成主体として位置付けられている。このことから、胎内市は自治会、町内会等に対する指導、助言を積極的に行い、組織率の向上と実行ある自主防災組織の育成に努めるものとする。

##### (2) 育成の方針

既存の自治会、町内会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次の方法により組織づくりを推進するものとする。

- ア 自治会、町内会活動に防災活動を組み入れる。
- イ 各種防火団体、防犯団体の活動に防災活動を組み入れる。
- ウ 婦人団体、青年団体等その地域で活動している組織の活動に防災活動を組み入れる。
- エ 災害危険度の高い次のような地区に特に重点を置き、推進を図るものとする。

- (ア) 木造家屋の集中している市街地等
- (イ) 土砂災害危険地域
- (ウ) 雪崩発生危険箇所の多い地域
- (エ) 消防水利、道路事情により消防活動の困難な地域
- (オ) 豪雪時に交通障害・通信障害が予想される地域

##### (3) 規模

自主防災組織は、次の事項に留意して住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位として育成を図るものとする。

- ア 市街地における街区単位、住宅地における町内会・自治会単位、あるいは山間地・農村部における集落単位等住民が連帯意識に基づいて、防災活動を行うことが期待されること。
- イ 同一の避難場所の区域、あるいは小学校の学区等住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

##### (4) 自主防災リーダーの養成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、自主防災リーダーを養成する。

また、自主防災リーダーの育成に際しては次の点に留意するものとする。

- ア 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。
- イ 組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダーを同時に育成すること。
- ウ 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等も考慮にいれ、その職務を代行しうる者を養成すること。

## 5 事業所等の自衛消防組織等

### (1) 育成の方針

消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられている施設に対しては、新発田地域広域事務組合消防本部（以下、「消防本部」という。）により、法令に基づき適正な対策を推進するものとする。

また、消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、できるだけ自衛消防組織等の設置を推進するものとし、関係機関は指導に努めるものとする。

### (2) 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織の主な活動内容は次のとおりである。

#### ア 平常時の活動

##### (ア) 防災要員の配備

##### (イ) 消防用設備等の維持管理

##### (ウ) 防災訓練

#### イ 災害時の活動

##### (ア) 消火活動

##### (イ) 避難誘導

## 6 新潟県の役割

県は、胎内市が行う自主防災組織育成整備活動に積極的に協力し、胎内市に対する防災資機材の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催、県の広報紙等による普及啓発を行い、自主防災組織の充実を図る。



## 第4節 防災都市計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

災害に強いまちづくりを推進するには、国、新潟県、胎内市の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。

ア 災害に強いまちづくりの計画的な推進

イ 計画的な土地利用の規制、誘導

ウ 防災上危険な市街地の解消

エ 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全

オ 災害に強い宅地造成の推進

カ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

#### (2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できよう避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

#### (3) 積雪地域での対応

公共施設の計画、整備にあたっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

### 2 市民・企業等の役割

#### (1) 市民の役割

都市防災の基本は、個々の建築物の耐震性確保であることを理解し、自らの責任で住宅等の耐震化に努める。

また、効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

ア 日頃からの地域の防災上の課題等の把握

イ 災害に強い、防災まちづくりを実現するための、市民一人一人がアイディアを出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

#### (2) 地域の役割

「地区計画制度」を活用するなど、住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

#### (3) 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

なお、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画に含めないようにする。また、含める場合は、必要な安全対策を行

うこととする。

### 3 胎内市の役割

#### (1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるにあたっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、都市防災に配慮した都市計画マスターplanの充実を図る。

#### (2) 計画的な土地利用の規制・誘導

道路等の公共施設用地の確保と地域地区等の都市計画制度の組み合わせにより、安全で計画的な土地利用の規制や誘導を行うとともに、住宅等の耐震性を確保し災害に強いまちづくりを推進する。

##### ア 地域地区（用途地域、防火・準防火地域等）による火災に強い市街地の整備

用途地域により、住居、商業、工業等の適正な配置を誘導するとともに、準防火地域や防火地域により、既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域における耐火性の高い建築物の誘導や火災に強い市街地の整備を図る。

##### イ 地区計画等による災害に強い市街地の整備

地区計画等を定めることにより道路用地、公園用地の確保並びに建築物の適正な誘導により一体的に災害に強い市街地整備を図る。

#### (3) 災害に強い宅地造成の推進

##### 宅地ハザードマップや液状化マップの作成・公表

胎内市は、必要に応じて宅地ハザードマップや液状化マップの作成、公表を行い、災害防止及び被害の軽減を図る。

#### (4) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

##### ア 避難路ネットワークの形成

震災時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、十分な幅員を有する道路や緑道等を活用して避難路ネットワークを形成する。また避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全を確保する。

##### イ 避難場所の整備

公園緑地、広場等のオープンスペースを活用した震災等から身を守る避難場所の整備や災害時の避難所となる学校や体育館等の公共施設の耐震性を確保する。

また、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当っては、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

##### ウ 防災公園の整備

食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え一時避難場所や広域避難場所となる防災公園の整備を図る。

### 4 新潟県の役割

#### (1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強く安全性の高いまちづくりを進めるにあたっては、安全防災空間づくりのための総合的な計画づくりが重要である。このため、県は、都市防災に配慮した都市

計画区域マスタープランの充実を図る。

(2) 防災上危険な市街地の解消

ア 土砂災害危険箇所等の整備の推進

新潟県は胎内市とともに、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等における土砂災害防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な計器の設置等、総合的な土砂災害防止対策を推進する。

イ 木造密集市街地等における市街地整備

新潟県は胎内市とともに、防災上危険な木造密集市街地等を効果的に改善する土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等を推進する。

ウ 新市街地の整備

新潟県は胎内市とともに、無秩序に市街化した防災上危険な市街地の形成を防止するため、新市街地の整備にあたっては、土地区画整理事業等の面的整備事業による一団の計画的な整備を推進する。

(3) 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全

公園・緑地は災害時において、火災の延焼遮断帯、避難場所及び避難路としての機能を有することから、緑を適切に確保することは都市の安全性・防災性を高めることになる。よって、都市緑化の推進と緑地の保全に努める。

(4) 災害に強い宅地造成の推進

ア 宅地造成工事規制区域の指定

新潟県は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は新市街地を宅地造成工事規制区域として指定し、災害防止及び被害の軽減を図る。

イ 造成宅地防災区域の指定

新潟県は、大規模盛土造成地マップなど防災に関する基礎情報を提供することにより、宅地ハザードマップ作成など胎内市による宅地耐震化の取り組みを促進するとともに、地震時に滑動・崩落の危険性が高い大規模盛土造成宅地について造成宅地防災区域を指定し、災害の防止のため必要な擁壁や水抜き工の設置等の措置の勧告や命令を行い、災害防止及び被害の軽減を図る。

(5) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

幹線道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤としての公共施設の計画的な整備と耐震性を確保する。

ア 緊急輸送ネットワークの形成

胎内市は、国、新潟県の協力を得て災害時の応急対策活動を円滑に行うため、道路網を中心とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を図ることとする。また、緊急輸送ネットワークの要となる防災活動拠点や輸送拠点、防災備蓄拠点等の耐震性を確保する。

イ 延焼防止を考慮した公共施設等の配置

震災火災を防止する幹線道路、公園緑地、鉄道、河川や不燃化建築物群等による延焼遮断帯を配置して、地震に伴う火災による被害を最小限に防止することを推進する。

ウ ライフラインの耐震性の確保

災害時の電気・電話・ガス・上水道・下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。  
また、電柱倒壊による交通阻害要因を除くため、共同溝・電線共同溝を整備する。

## 5 防災関係機関の役割

### 北陸地方整備局

災害に強く安全性の高いまちづくりを推進するため、新潟県及び胎内市の協力を得て、総合的なまちづくり施策を展開する。

## 第5節 集落孤立対策計画

### 1 計画の方針

中山間地域など、地震の際、土砂崩れや津波による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

#### (1) 基本方針

##### ア 各主体の責務

- (ア) 孤立予想集落の住民は、自ら孤立に備えて食料・物資等の備蓄に努めるとともに、自主防災活動に積極的に参加する。
- (イ) 胎内市は、孤立予想集落の通信手段の確保、施設・資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄等を行う。
- (ウ) 消防本部は、孤立予想集落現地の消防団と直接会話できる通信手段を確保する。
- (エ) 新潟県は、胎内市の施設整備等を支援するとともに、関係機関とともに住民の救出・救助体制を整備する。

##### イ 達成目標

- (ア) 集落が孤立状態でも通信が確保されている
- (イ) 住民が、安全を確保しながら、最低7日間は外部からの補給なしで自活できる
- (ウ) 消防団及び自主防災組織等により最低限の初動対応と避難生活ができる
- (エ) 危険が迫った場合は、速やかに住民が安全な場所に避難できる

#### (2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制及び移動手段及び受け入れ先を確保する。

#### (3) 積雪地域での対応

雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮する。

### 2 市民の役割

#### (1) 市民の役割

孤立予想集落の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄する。

#### (2) 地域の役割

地震発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、胎内市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施する。

#### (3) 企業・事業所の役割

孤立予想集落の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議する。

### 3 胎内市の役割

- (1) 孤立予想集落の把握及び住民への周知
- (2) 衛星携帯電話等の通信手段の確保
- (3) 集落防災拠点施設の確保
- (4) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置
- (5) 地域住民の自治組織を自主防災組織として整備
- (6) 集落内のヘリポート適地の確保（冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畠等付近に障害物のない場所を圧雪する）
- (7) 積雪期に備えた装軌車両の確保

### 4 県の役割

- (1) 孤立可能性の把握と防止対策の実施（土木部）
  - ア迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。
  - イ被災によって集落が孤立する道路を、胎内市との役割分担を考慮のうえ、災害防除事業を活用して災害に強い道路整備を行う。
- (2) 孤立予想集落の資機材整備に対する支援（防災局）  
国の補助制度の活用や県単独の市町村補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。
- (3) 積雪期のヘリコプター運用（防災局）  
積雪期のヘリコプターによる住民の救出、物資の補給方法等について、胎内市及び消防本部等と予め協議するとともに必要に応じて訓練を行う。

## 第6節 地盤災害予防計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となつたために、その後の余震・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。このため、予防計画は、

①地震が発生する前に行うもの

②地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するもの

からなる。地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。

ア 市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意をはらう。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂を発見したら、速やかに行政機関等に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように簡易な対策に努める。

イ 胎内市は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を住民に周知するとともに、応急対策用資機材の備蓄や住宅地の安全立地に努める。

ウ 県は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を調査・把握し、胎内市への情報提供を行うとともに、総合的な土砂災害予防対策を推進する。

#### (2) 要配慮者に対する配慮

ア 胎内市は、平時から要配慮者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

イ 県は、平時より避難場所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者利用施設の管理者や地域の福祉担当者に土砂災害に関する啓発を行う。

#### (3) 積雪地域での対応

ア 胎内市は地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、胎内市の警戒避難体制を支援する。

また積雪状況によっては、陸路による被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用等により、被災状況の迅速な調査を実施するものとする。

### 2 市民・企業等の役割

#### (1) 市民の役割

市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意をはらうとともに、土砂災害危険箇所等の位置を把握しておく。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂等の危険な状況を発

見したら、速やかに行政機関等に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように土で亀裂を塞いだり、シートを張るなどの対策に努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画には含めないようにする。

### 3 胎内市の役割

(1) 住民への土砂災害警戒区域等の事前周知

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により住民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても住民へ周知する。

(2) 応急対策用資機材の備蓄

地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(3) 住宅の移転促進

人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域内又はがけ地に近接する住宅の移転を促進する。

(4) 情報伝達体制の整備

ア 住民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線等の整備に努める。

ウ 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断にあたり活用するように努める。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 当該警戒区域ごとに以下の事項を地域防災計画に記載する。

・ 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項。

イ 警戒区域内にある要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地

・ 上記当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に係る情報等の伝達に関する事項

・ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

ウ 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布することなどにより、住民の円滑な警戒避難に必要な措置を講じる。

(6) 地すべり防止区域巡視員の設置

胎内市は県より、地すべり防止区域の巡視業務を委託され、それに伴い、業務を実施するための地すべり防止区域巡視員を設置するとともに、効率的な巡視計画を定

め、業務を実施する。

(7) 二次災害の予防

ア 土砂災害危険箇所等の調査点検

地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合、県が行う土砂災害危険箇所等の調査点検に協力をするとともに、直ちに避難を含めた対策を講ずる。

イ 避難勧告・指示等の実施

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合などの危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制を構築する又は避難指示等を実施する。

ウ 二次的な土砂災害への対策

土砂災害危険箇所等は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂の発生や、脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、胎内市は関係機関と連携して地震発生後の監視を強める。

#### 4 新潟県の役割

(1) 山地に起因する土砂災害防止対策の実施（農林水産部）

治山施設の整備

県は、災害発生の危険性の高い地区については、保安林に指定し、治山施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて、緊急度の高い箇所から順次計画的に進める。国有林内における事業は原則として林野庁が、民有林内における事業は原則として県が実施する。また、既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

県内の山地災害危険地区数及び既成箇所数（令和2年3月31日現在）

施設区分	地区数	既成箇所数
山腹崩壊危険地区	(51)2,556	(14)553
崩壊土砂流出危険地区	(96)3,026	(20)402
計	(147)5,528	(34)955

( )は国有林内で外書き

(2) 砂防事業の実施（土木部）

国は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るために、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。県は、砂防指定地において、順次計画的に砂防設備の整備を進める。

県内の土石流危険渓流の整備状況（令和2年3月31日現在）

土石流危険渓流数	うち県施工区域内	
危険渓流(1)数	危険渓流(1)数	整備率

2,544	2,310	27.7%
-------	-------	-------

注：危険渓流1は、危険渓流のうち保全対象に人家が5戸以上又は公共施設等がある渓流である。

(3) 地すべり対策事業の実施（農林水産部、農地部、土木部）

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定する。区域の指定及び事業の所管は、同法第51条の規定により、次表の区分により主務大臣及び所管省庁がそれぞれ行う。

区分	主務大臣 (所管省庁)	県所管部局 (担当課)
ア 砂防法に基づく砂防指定地（これに準すべき土地を含む）の存する地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)
イ 森林法に基づく保安林又は保安施設地区（これに準すべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣 (林野庁)	農林水産課 (治山課)
ウ ア及びイに該当しない地すべり地域のうち、土地改良法による土地改良事業施行地域又は同事業計画の決定されている地域（これに準すべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣 (農林水産省農村振興局)	農地部 (農地建設課)
エ ア～イに該当しない地すべり地域のうち、ウに該当しない地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)

※ 「地すべり防止区域」を指定する際は、関係部局間で十分連絡を取ること。

指定された区域においては、それぞれの所管省庁及び県担当部局が地すべり防止工事基本計画に基づき、人家連担部や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等について、順次計画的に地すべり防止施設の整備を進める。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為等の監視を強化するとともに、既設の防止施設の点検を定期的に実施し、必要に応じて修繕等を行う。

県内の地すべり危険箇所等数等及び既成箇所数（令和2年3月31日現在）

所管区分	危険箇所数 (危険区域)	法指定箇所数 (法指定区域数)	既成箇所数
国土交通省	860	495	305
農林水産省 農村振興局	600	338	196
林野庁	(6) 571	(2) 357	(2) 114

合 計	(6) 2,031	(2) 1,190	(2) 615
-----	-----------	-----------	---------

( ) は国有林内で外書き

(4) 急傾斜地崩壊対策事業の実施（土木部）

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。また、急傾斜地崩壊危険区域において、順次計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。

県内の急傾斜地崩壊危険箇所数等及び既成箇所数（令和2年3月31日現在）

急傾斜地崩壊危険箇所数	要対策箇所数	法指定箇所数	既成箇所数
1,975	1,554	459	361

注：危険箇所は、保全対象に人家が5戸以上又は公共施設等がある箇所である。

(5) 土砂災害危険箇所等の調査及び住民への周知（農林水産部、農地部、土木部）

山地災害危険地区及び土砂災害危険箇所等を定期的に調査し、関係市町村を通じ、住民へ周知する。また、土砂災害危険箇所、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を示す看板の設置を進めることにより、住民へ周知する。

(6) 情報伝達体制の整備（農林水産部、農地部、土木部）

県は、市町村を通じて行う、住民との土砂災害に関する情報交換を推進する体制の整備に努める。

(7) 住宅の移転促進（土木部）

県は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、がけ地に近接する住宅を移転する市町村を支援する。

(8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進（土木部）

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を進める。

ア 基礎調査の実施及び結果の公表

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

イ 土砂災害警戒区域における対策

県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を、土砂災害区域として指定する。

ウ 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

- ・住宅宅地分譲地、社会福祉施設等の建築のための特定開発行為に対する許可制

- ・建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ・土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ・勧告等による移転者への融資、資金の確保

(9) 地すべり防止区域の巡回業務委託（農林水産部、農地部、土木部）

地すべり等防止法第7条の規定に基づき、地すべりの早期発見に努め、地すべり災害から人命及び財産の保護並びに地すべり防止施設の適正な管理を図るため、地すべり防止区域の巡回業務を市町村に委託し、実施する。

(10) 専門技術ボランティア等の活用（農林水産部、土木部）

ア 新潟県治山防災ヘルパーの活用（農林水産部）

山地災害の未然防止及び災害発生時の迅速・的確な応急対策の実施を図るため、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集・支援活動を行う「新潟県治山防災ヘルパー」を活用する。

イ 砂防・治山ボランティアとの協働（農林水産部、土木部）

本県では、砂防・治山に携わった経験のある県職員OBを中心に、土砂災害防止を目的とした「特定非営利活動法人 新潟県砂防ボランティア協会」及び「新潟県治山ボランティアセンター」が組織されており、日頃の活動を通じ、土砂災害関係情報の収集や、行政機関への情報提供、土砂災害に関する知識の住民への普及・啓発等の活動を行っている。

県は、土砂災害防止に資するため、これらの活動を支援するとともに、上記団体との円滑な情報交換を行う。

(11) 土砂災害緊急調査実施体制の整備

県及び北陸地方整備局は、重大な土砂災害が想定される場合に、その土地の区域及び時期を明らかにする調査（以下「緊急調査」という。）を実施する体制及びこの調査で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を速やかに市町村に提供できる体制を整備する。

(12) 二次災害の予防（農林水産部、農地部、土木部）

ア 土砂災害危険箇所等の調査点検

地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測されたときには、土砂災害危険箇所等の調査点検を速やかに実施する。

イ 土砂災害危険箇所等の応急対策

調査点検の結果等により、地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合など、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、感知器・警報器等の設置等、必要な応急対策工事を実施する。

ウ 二次的な土砂災害への対策

土砂災害危険箇所等は、植生で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の調査点検だけでは十分といえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、県は関係機関と連携して地震発生後の監視を強める。

## 5 防災関係機関の役割

(社) 新潟県建設業協会

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。



## 第7節 建築物等災害予防計画

### 1. 計画の方針

大規模な地震により、建築物に甚大な被害が発生した場合、市民の生命を始め、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。また地震発生後の建築物等による二次被害も予想されるため、防災上重要な建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

#### (1) 基本方針

ア 指定避難所あるいは復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

(ア) 防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。

- a 災害対策本部が設置される施設（市庁舎等）
- b 医療救護活動の施設（病院等）
- c 応急対策活動の施設（警察署、消防署、県・胎内市等の出先機関庁舎等）
- d 避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）
- e 社会福祉施設等（養護老人ホーム、身体障がい者療護施設等）

(イ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を以下のとおり実施する。

a 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

施設管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和 56 年）以前の建築物については、耐震診断の必要な高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから順次改修などを推進する。

また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、二次部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターも閉じ込め防止措置を講じるものとする。

b 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

- (a) 飲料水の基本水量の確保
- (b) 非常用電源の基本能力の確保
- (c) 配管設備類の耐震性強化
- (d) 防災設備の充実、他

c 耐震性の高い施設整備

胎内市は、防災上重要な公共建築物を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画標準（平成 19 年）」を参考に耐震性に配慮した施設づくりを行うものとする。

d 施設の維持管理の重要性

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を行う。

- (a) 法令に基づく点検等の台帳
- (b) 建設時の図面及び防災関連図面
- (c) 施設の維持管理の手引き

イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設における災害予防

- (ア) 不特定多数の人が出入りし、震災時に多大な被害の発生するおそれのある多様な施設を次のとおり位置づける。
  - ・ 高層ビル、地下街、駅舎、ターミナル 等
- (イ) 事項ウの一般建築物の災害予防に加え、共同防火管理体制の確立を図るとともに、不特定多数の人が出入りする多様な施設の防災対策を以下のとおり実施する。
  - a 震災時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制整備
  - b 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
  - c 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難等の協力の徹底
  - d 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
  - e 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
  - f 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

ウ 一般建築物の災害予防

(ア) 現状

建築物全般及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、廣告塔及び遊戯施設）については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われるなど、さらにその安全の実効性が図られてきた。

しかしながら、現行法の耐震基準に適合しない建築物については、地震に対する安全性を向上させる必要がある。また、ガラスや天井等2次部材の破損による内部被害を防止する必要がある。さらに、密集市街地等においては、建築物の一層の不燃化等を図り、震災時の大火の発生を防止する必要がある。

(イ) 計画

胎内市は、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等の協力を得て次の対策を計画的に講じるものとする。

- a 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき、防災上必要な指導、助言を行うものとする。
- b 特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、査察を行い、結果に応じて耐震診断、改修等の必要な指導、助言を行うものとする。
- c 新耐震設計基準施行（昭和56年）以前に建築された住宅・建築物については、巡回指導等の機会を利用して耐震診断、改修について啓発・指導するものとする。

d 地震時による建築物の窓ガラスや看板等、落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路等に面する建築物の管理者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。

また、超高層ビルにおける長周期地震動対策や住宅、宅地の液状化対策について啓発等を図る。

e 地震によるブロック塀（石塀）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。

f がけ地等における安全立地について

建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

g 工事中の建築物において、地震時の倒壊や落下物等による災害を防止とともに、工事関係者が安全に避難するため、工事管理者に対し適正な工事管理を指導する。

#### (2) 要配慮者に対する配慮

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設、設備の整備に努める。

イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難の協力等の徹底を図る。

#### (3) 積雪地域での対応

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。

イ 住宅等、一般建築物においては積雪期の震災による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

## 2 市民・企業等の役割

#### (1) 市民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、胎内市の指導・助言を参考に耐震化や、二次部材による被害防止等、安全性の向上を図る。

##### 地域の役割

地域内で著しく耐震性の劣る建築物や、落下物の発生する恐れのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等を把握する。

#### (2) 企業・事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全・避難誘導体制の整備を図る。

ウ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、胎内市の指導・助言を参

考に安全性の向上を図る。

### 3 胎内市の役割

- (1) 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策
  - ア 胎内市が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。
  - イ 事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。
- (2) 一般建築物の安全確保対策
  - ア 所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。
- (3) 建築物の耐震化の推進
  - ア 建築関係団体等の協力を得て建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行うとともに普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。
- (4) 老朽化した建築物の長寿命化計画
  - ア 胎内市が設置・管理する老朽化した建築物について、超寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

### 4 防災関係機関の役割

#### 消防署等

防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。

## 第8節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路など、その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体は、耐震性の確保などの道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保にあたる体制を整備する。

#### (2) 計画の重点

##### ア 緊急輸送道路ネットワークの形成

胎内市は、地震災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、輸送経路の多重化、輸送手段の代替性を考慮し、防災活動拠点（胎内市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート）、防災備蓄拠点などを結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの形成を図る必要がある。

このため、胎内市及び関係機関は、緊急輸送が円滑に実施されるよう密接な情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を確立しておくものとする。

被災地域以外及び被災地内における防災活動拠点施設、輸送施設、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ次の道路をもってネットワークとして構成するものとする。

##### (ア) 1次緊急輸送道路

高速自動車国道と次の防災拠点を連絡する一般国道  
(県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港等)

##### (イ) 2次緊急輸送道路

1次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、次の主要な防災拠点を連絡する道路

(市町村役場等、行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)

##### (ウ) 3次緊急輸送道路

1次、2次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路

##### イ 道路施設の耐震性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

(ア) 道路管理者は最新の知見に基づく設計指針等の耐震基準により、橋梁をはじめとする道路施設の耐震性を計画的に確保する。

(イ) 緊急輸送道路は特に重点的に取り組む。橋梁やトンネル等の重要構造物の補強・修繕のほか、重要箇所の盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。

(ウ) 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋についても、被災時の落橋等による重大事故や道路の閉鎖を防ぐため、重点的に補強・修繕に取り組む。

(エ) 被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

### 2 各道路管理者等の行う地震対策

道路管理者である東日本高速道路株式会社、国土交通省、新潟県、胎内市はその管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また被災時の道路機能を維持するため、各道路管理者は整備計画の整合を図り梯子状の道路ネットワークの整備等により、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

#### (1) 道路施設の整備・強化

##### ア 法面、盛土等の斜面対策

落石等危険箇所調査などにより、災害予防のための適切な対策を施す。

また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて道路土工指針等により耐震対策を施す。

##### イ 重要構造物

###### (ア) 橋梁

###### a 耐震補強

平成8年道路橋示方書より古い耐震設計基準に基づき設計した橋梁は点検等を行い、必要な補強を施すとともに老朽化等による損傷を補修し、耐震性を確保する。

###### b 新設橋梁

次に拠り設計する。

国土交通省 都市・地域整備局長、道路局長通知

「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成13年12月27日）

###### (イ) トンネル、スノー（ロック）シェッド、横断歩道橋

新設時等は橋梁に準じた耐震性能を備えるとともに被災時の損傷や落橋等による深刻な交通障害を防止するため、安全点検を確実に行い必要な補強や修繕を施す。

##### ウ 道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

###### (ア) 信号機、道路案内標識等の整備

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

###### (イ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るために、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化を行う。

(ウ) トンネル等の防災信号システムの整備

主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

(2) 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

各道路管理者は災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（地震計、雨量計、ITV）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関及び災害時の応援業務に関する協定を結んでいる（社）新潟県建設業協会や（社）新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車など）備蓄体制を整備する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

ウ 道路通行規制

各道路管理者は、被災時の構造物や法面の安全点検等のための道路通行規制に関する震度の基準等（路線または区間毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

県内の高速道路

平成30年4月1日

路線名	区間	延長(km)	インターチェンジ名
北陸自動車道	糸魚川市～新潟市	184.9	親不知、糸魚川、能生、名立谷浜、上越、大潟※、柿崎、米山、柏崎、西山、長岡北※、中之島見附、栄※、三条燕、巻潟東、黒崎※、新潟西
関越自動車道	湯沢町～長岡市	93.6	湯沢、湯沢石打、六日町、大和※、小出、堀之内、越後川口、小千谷、長岡南越路※、長岡
上信越自動車道	妙高市～上越市	33.9	妙高高原、中郷、新井※、上越高田
磐越自動車道	阿賀町～新潟市	60.7	津川、三川、安田、新津、新津西※、新潟中央
日本海東北自動車道	新潟市～村上市	67.6	新潟亀田、新潟東※、新潟空港、豊栄※、豊栄新潟東港、聖籠新発田、中条、荒川胎内、神林岩船港、村上瀬波温泉、村上山辺里、朝日三面、朝日まほろば
計		440.7	

インターチェンジ名に※があるものは、スマートインターチェンジ



## 第9節 漁港施設等の地震対策

### 1 計画の方針

#### 基本方針

企業・事業所は、平時より関係機関と情報交換を行い、地震発生に備え防災体制を整える。

### 2 企業・事業所等の役割

港・施設等の付近にある企業・事業所は、地震発生に備え防災訓練を行い、緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、関係機関、企業相互の協力体制、情報、連絡系統を確立する。



## 第10節 鉄道事業者の地震対策

## 1 計画の方針

基本方針

JR東日本、JR西日本、JR貨物及び北越急行㈱、えちごトキめき鉄道（株）（以下「各鉄道事業者」という。）は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

## 2 胎内市の役割

### 連絡体制の整備

胎内市はあらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整しておくものとする。

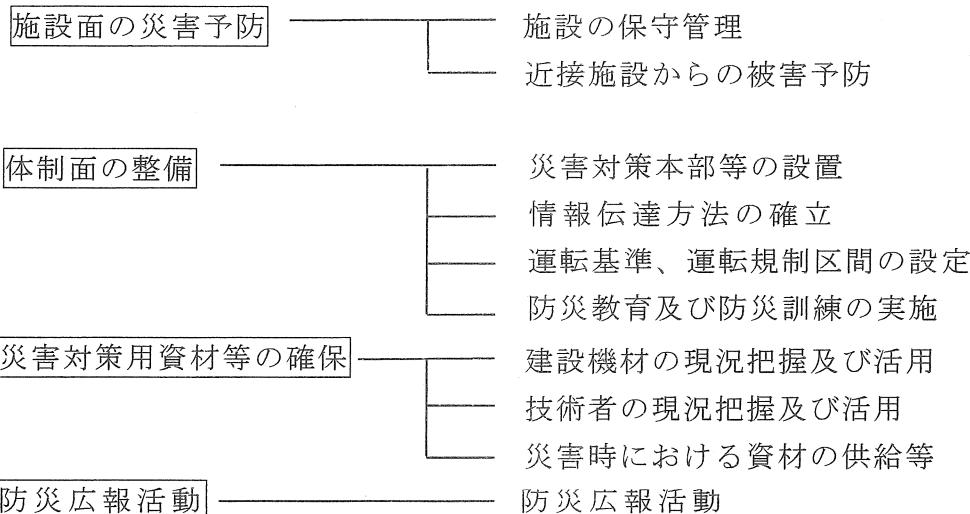
### 3 新潟県の役割

## 連絡体制の整備

県（防災局）はあらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

#### 4 防災関係機関の役割

### (1) 計画の体系



## (2) 施設面の災害予防

## ア 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋りょう、盛土、トンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

## イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に施設整備及びその推進を要請する。

(3) 体制面の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達方法の確立

(ア) 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うために次の通信設備を整備する。

- a 緊急連絡用電話
- b 指令専用電話
- c ファクシミリ
- d 列車無線
- e 携帯無線機等

(イ) 地震計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

ウ 運転基準、運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準、運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- (ア) 災害発生時の旅客の案内
- (イ) 避難誘導等混乱防止対策
- (ウ) 緊急時の通信確保・利用方法
- (エ) 旅客対策等
- (オ) 関係者の非常参集

(4) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時に応える関係会社の状況も併せて把握しておく。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(5) 防災広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

## 第11節 治山・砂防施設の地震対策

### 1 計画の方針

#### 基本方針

治山・砂防関連は県の業務で地震対策は県が行なうものである。県は、治山・砂防施設等の地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各設計指針等の耐震基準に基づいた施設を設置するとともに、既存施設の耐震性の強化及び被害軽減のため維持・修繕を推進するものとする。

### 2 県の役割

#### (1) 耐震設計の適用（農林水産部、農地部、土木部）

国が示す各設計指針（耐震基準）を適用する治山・砂防施設（土木構造物、防災関係施設等）は、十分な耐震構造で設計・施工する。

#### (2) 耐震性の強化（農林水産部、農地部、土木部）

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、地震に対する安全性を確保するため、各設計指針（耐震基準）により、緊急性の高い箇所から計画的な耐震性の強化に努める。

#### (3) 施設の維持・修繕（農林水産部、農地部、土木部）

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、耐震機能が低下している施設について維持・修繕を実施し、機能の維持・回復に努める。



## 第12節 河川・海岸施設の地震対策

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

ア 市民は、平時から胎内市が指定した避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所の確認、非常用食糧等の準備をしておく。

地震発生時においては、新潟地方気象台や胎内市からの地震情報を収集するとともに、避難指示等に対して的確に行動する。

イ 胎内市は、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進するものとする。(準用河川、普通河川)

ウ 国、新潟県は、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から各施設ごとに耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する。

また、胎内市や市民へ地震に関する情報提供ができるよう、体制の整備を図る

#### (2) 要配慮者に対する配慮

胎内市は、要配慮者に対し、情報提供できるように体制及び施設の整備を図る。

#### (3) 積雪地域での対応

ア 新潟県は、積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。

イ 新潟県は、積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、消防防災ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査ができるように、事前に関係機関と協議する。

### 2 市民・企業等の役割

#### (1) 市民・企業等の役割

市民・企業等は、平時より堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設に漏水や亀裂などの前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、遅滞なく県、胎内市、消防機関、警察機関へ連絡する。

また、地震時に的確に避難できるよう、避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所について、平時より確認しておく。

#### (2) 地域の役割

市民は、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

また、地震を想定した避難訓練等の実施に努める。

### 3 胎内市の役割

#### (1) 河川管理施設等の災害予防(準用河川、普通河川)

ア 施設点検、耐震性の強化

- (ア) 国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。
- (イ) 橋りょう、排水機場、閘門、水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。
- イ 排水機場、頭首工等における管理体制整備（準用河川、普通河川）  
災害時に一貫した対応がとれるよう関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。
- ウ 防災体制等の整備
- (ア) 河川、ダム情報等のテレメータシステムを整備し、出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。
- (イ) 地震発生後は、緊急車両用道路、指定緊急避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

#### 4 新潟県及び北陸地方整備局の役割

##### (1) 河川管理施設等の災害予防（土木部、農地部）

- ア 施設点検、耐震性の強化
- (ア) 国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。
- (イ) 橋りょう、排水機場、閘門、水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。
- (ウ) 老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

イ 排水機場、頭首工等における管理体制整備

災害時に一貫した対応がとれるよう関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

ウ 防災体制等の整備

- (ア) 河川、ダム情報等のテレメータシステムを整備し、出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。
- (イ) 地震発生後は、緊急車両用道路、指定緊急避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

##### (2) ダム施設（土木部、企業局、農地部）

ア 施設点検、耐震性の強化

(ア) 国土交通省所管ダム及び企業局所管ダム

- a 河川管理施設等構造令及び河川砂防技術基準（案）等により、十分な耐震構造で設計・施工されている。
- b ダム本体及び貯水池周辺道路、のり面等の関連施設については、各ダムで定められた点検要領により点検を行い、必要な対策を講じるなど、その効果が十

分発揮できるよう適切な維持管理に努める。

- c 老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等に努める。

(イ) 農地部所管ダム

- a 農業用ダムのうち、国営・県営事業で築造したものは、耐震性を考慮して設計・施工されている。
- b ダム本体及び貯水池周辺道路、のり面等の関連施設については、各ダムで定められた点検要領により点検を行い、必要な対策を講じる。
- c 老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等に努める。

イ ダム管理体制の整備

県は、地震に対する適正なダム管理を行うため、各ダムに地震計を設置している。地震時には点検を行うとともに、関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

(3) 海岸保全区域の整備・改修

ア 施設点検、耐震性の確保

海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により、緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性確保に努める。

イ 災害危険箇所の調査、整備

(ア) 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、ゼロメートル地帯の海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。

(イ) 災害危険箇所の定期的点検を実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに、計画的な整備に努める。

## 5 防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

豪雨、洪水、津波、高潮又は高波による最大規模の自然災害等に際し、被災自治体が行う被災状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣して実施する。

防災エキスパート（※）の活動が機能的に行えるよう、訓練・研修への協力等を行う。

※ 防災エキスパート

新潟県を含む北陸地方整備局管内を対象として、公共土木施設等の整備・管理等についての知識・経験を有する国土交通省（旧建設省）OBにより、土木専門技術ボランティア「北陸地方防災エキスパート」が平成8年3月19日に設立されている。

令和2年4月現在209名が登録し、北陸地方整備局をはじめとする国、県、市町村及び東日本高速道路株式会社等公共機関からの支援要請により、公共土木施設等の被災状況の情報収集や応急復旧の助言等を行う。

(2) 各協会

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。



## 第13節 農地・農業用施設等の地震対策

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

##### ア 各施設の共通的な災害予防対策

(ア) 震災時に一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図る。

(イ) 建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

(ウ) 震災時に応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。

(エ) 基幹農道、農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

##### イ 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「土地改良事業設計指針（耐震設計）」により耐震設計を行い、橋梁については、落橋防止装置を設ける。

##### ウ 農業用ダム施設の災害予防対策

農業用ダムのうち、国営・県営事業で築造したものについては、耐震性を考慮して設計・施工されているが、築造年代の古いものについては、計画的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある農業用ダムについて、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

##### エ 用排水施設の災害予防対策

新潟地震以後の主要な頭首工・樋門・樋管・揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準（案）等に基づき、その向上を図る。

##### オ ため池施設の災害予防対策

ため池の老朽化の甚だしいもの、耐震構造に不安のあるものについては、計画的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

#### (2) 応急措置の実施

地震により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、ただちに応急措置を施すことができるようとする。

## 2 胎内市の役割

### (1) 土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区等及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、胎内市から土地改良区等及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

### (2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

### (3) 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

### (4) 被害状況の把握

土地改良区等及び農業協同組合と協力して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

### (5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

## 3 新潟県の役割

### (1) 胎内市との連絡体制の整備

胎内市から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から胎内市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

### (2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、余震等の情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

### (3) 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により直ちにパトロールを実施し、県営事業実施中の施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、胎内市が行う危険ため池等の緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

### (4) 被害状況の把握

胎内市、土地改良区及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

### (5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に県管理施設等の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

#### 4 土地改良区・施設管理者等の役割

##### (1) 胎内市等との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに胎内市等に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から胎内市等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

##### (2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

##### (3) 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により市町村等と協力して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

##### (4) 被害状況の把握

市町村等の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

##### (5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

#### 5 防災関係機関の役割

##### (1) 北陸農政局

- ア 国営農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること。
- イ 農地及び農業用施設災害復旧の緊急査定に関すること。

##### (2) 新潟県土地改良事業団体連合会

各土地改良区等との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整を行う。



## 第14節 防災通信施設の整備と地震対策

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

- ア 防災関係機関は、災害発生時の通信手段の確保のため情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を推進する。
- イ 防災関係機関は、相互の情報伝達方法について対策を講じる。

### 2 胎内市の役割

#### (1) 胎内市防災行政無線施設の整備

##### ア 同報系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市から住民に迅速かつ的確な情報の伝達を行うための通信設備を整備する。

##### イ 移動系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためのデジタル移動通信システムを整備する。

##### ウ 地域防災無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と地域の防災関係機関、生活関連機関との間等において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うための通信設備を整備する。

#### (2) 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等を整備する。

#### (3) 新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るため、胎内市と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。

#### (4) 緊急地震速報受信設備の整備

住民への迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び受信設備等を整備する。

#### (5) 新潟県・胎内市防災行政無線施設の運用

ア 勤務時間外においても非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。

イ 実践的な非常通信訓練を定期的に実施し、無線運用の習熟を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

ウ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を重視する。

#### (6) 停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

#### (7) 耐震対策

通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、

耐震対策を図る。

(8) 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

### 3 新潟県の役割

(1) 新潟県震度情報ネットワークの整備

地震発生時の震度情報等を迅速に入手し、的確な初動体制を確保するため、新潟県震度情報ネットワークの整備改修を図る。

(2) 新潟県総合情報システムの整備

県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や胎内市、防災機関の意志決定を支援し、県民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。

(3) 新潟県防災行政無線施設の整備（総務管理部）

ア 地上系、衛星系無線施設

(ア) 災害に伴う公衆回線の途絶、輻輳時においても防災関係機関相互の通信を確保するため、地上系、衛星系による新潟県防災行政無線施設の整備を図る。

(イ) 有線・無線、地上・衛星を活用した多ルート化及び関連装置の二重化などにより、災害に強い伝送路の構築を図る。

イ 移動系無線施設

災害時の情報収集活動を円滑に進めるため、基地局と陸上移動局（車載・携帯）で構成される無線施設の整備を図る。

(4) 防災相互信用無線機の整備（総務管理部）

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互信用無線機等の整備を図る。

(5) 緊急地震速報受信設備の整備

緊急地震速報の有効な活用のため、受信設備等の整備を図る。

(6) 停電対策（総務管理部）

ア 商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の整備を図る。

イ 発電設備の無給油による運転可能時間は、無人施設で72時間以上、有人施設で6時間以上を目安とする。

(7) 耐震対策（総務管理部）

通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、順次、耐震対策を図る。

(8) 新潟県防災行政無線施設の運用（総務管理部、土木部、防災局）

ア 新潟県防災行政無線を設置する機関は、新潟県防災行政無線運用規程（昭和50年5月26日新潟県告示第590号）に基づき、これを運用する。

イ 通信管理者は通信取扱責任者を指名し、通信の輻輳及び途絶を想定した通信機器の操作、訓練及び災害時の運用方法について指揮をさせる。

- ウ 非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。
  - エ 非常通信の取り扱い、通信の統制及び緊急時の可搬型衛星地球局等通信機器輸送・操作等について、平時から訓練を定期的に行う。
  - オ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を重視する。
- (9) 通信機器の配備及び調達体制の整備（総務管理部、土木部、防災局）
- ア 無線不感地帯での連絡手段を確保し、災害時における情報の収集・連絡を円滑に行うため、通信事業者の提供する衛星携帯電話等の移動通信機器の配備を図る。
  - イ 通信施設のバックアップとして、衛星携帯電話（市のバックアップシステム6台保有（本庁、黒川支所、黒川地区内4小中学校へ配備）携帯メール配信）、インターネットなど、通信事業者の提供する情報伝達手段の導入、整備を図る。
  - ウ 通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。
  - エ ヘリコプターテレビ電送システムなどにより、災害対策本部等に被災現場の状況画像を発信できる通信ネットワークの構築を図る。
  - オ ホームページにおける災害情報へのアクセス数殺到への対策を講じる。

#### 4 防災関係機関の役割

- (1) 北陸地方整備局
- ア 水防・道路用通信施設の整備
    - (ア) 画像情報等を含めた高度な情報伝達に対処するために、地上系マイクロ多重無線回線と光ファイバー通信回線統合化の計画的な推進に努める。
    - (イ) 衛星回線については、機動性の向上を図るため、計画的な機器の整備に努める。
    - (ウ) 災害時における外部との情報連絡を確実なものとするため、関係機関との通信網の強化に努める。
    - (エ) 情報を迅速かつ的確に収集、伝送し、応急対策等を円滑に実施するため、情報収集、伝達体制等の整備に努める。
  - イ 停電対策
    - (ア) 商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の計画的な整備に努める。
    - (イ) 発電設備の無給油による連續運転可能時間を72時間以上確保の整備に努める。とする整備の徹底を図る。
  - ウ 耐震対策
    - (ア) 通信鉄塔、無線局舎、通信設備、電源設備、情報機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性能の強化に努める。
  - エ 点検整備
    - 電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るため、国土交通省電気通信施設保守要領に基づく点検整備を行う。
- (2) 第九管区海上保安本部

ア 通信設備の維持管理

(ア) ヘリテレ伝送装置の迅速かつ的確な映像伝送ができるよう取扱いを含めた伝送訓練を定期的に実施する。

(イ) 管内無線施設の非常用発動発電機を含めた通信機器の定期的な保守・点検を行う。

イ 通信系の確保

災害発生時において、現場画像の情報伝送や非常用通信回線設定等により、早期の状況把握及び適切な対策の実施を図るため、臨時の情報通信回線の確保に努める。

ウ 通信訓練への参加

防災関係機関による通信訓練に積極的に参加し、災害時における円滑な通信の確保に努める。

(3) 警察本部、関東管区警察局

ア 警察無線通信施設の整備

(ア) 通信機器の整備に努め、警察活動の効率化を図る。

(イ) NTT東日本専用回線の2ルート化に努める。

イ 停電対策

(ア) 定期的に非常用電源設備の保守点検を行い、機器の万全に努める。

(イ) 商用電源の2ルート化に努める。

ウ 耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図る。

エ 通信の確保

(ア) 平常時から通信設備の総点検を定期的に実施して、機器の万全に努める。

(イ) 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

(4) 消防本部

ア 消防無線通信施設のデジタル無線への移行整備

現在のアナログ消防救急無線を平成28年5月末までにデジタル方式へ計画的に移行し、広域応援体制による緊急消防援助隊等の防災救助活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線通信システムの整備に努める。

イ 停電対策

定期的に非常用電源の保守点検を行い、機器の万全に努める。

ウ 耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図り、機器の万全に努める。

エ 通信の確保

(ア) 定期的に通信設備総点検を実施して、機器の万全に努める。

(イ) 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

## 第15節 放送事業者の地震対策

### 1 計画の方針

放送は、地震発生時において、緊急地震速報・震度情報・津波警報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び住民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

新潟県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送電波の確保のため、放送機器の落下、転倒防止等施設の耐震対策及び防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

### 2 各放送機関の対策

#### ○日本放送協会新潟放送局（ＮＨＫ）

##### 1 対策の現況

- (1) 放送設備の落下転倒防止の補強等耐震対策
- (2) 消耗品、機材等の常備
- (3) 無線中継状態の把握
- (4) 各種無線機器等の伝搬試験の実施
- (5) ラジオ放送基幹放送所での仮演奏所の設置
- (6) 各防災機関が設備している通信網の把握
- (7) 非常用簡易自家発電装置を会館屋上に新設

##### 2 対策の計画

震災に備えて、次により各設備ごとに有効適切な予防措置を講じるものとする。

###### (1) 電源関係

自家発電装置室、電源室の浸水防止対策

###### (2) 中継回路、連絡回線回路

ＮＴＴ東日本回線の確保

###### (3) 非常用放送装置の点検整備

##### 3 体制面の整備

公共放送の使命を達成するため、非常災害対策についてハード・ソフト両面にわたる点検整備に努め、放送・通信機器の更新・整備、建物・設備の耐震対策災害即応体制の見直し等を実施している。大規模な災害が発生した場合は「災害対策本部」を設置して、放送の確保を図ることとし、日常においては職員の防災教育及び防災訓練を実施している。

###### (1) 災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合、非常配備体制が発令され「災害対策本部」を設置する。

[主な対策事項]

- ア 災害に関する重要事項の審議・決定
  - イ 災害に関する情報の収集、連絡
  - ウ 各対策部における緊急計画の調整
  - エ 災害対策についての対外折衝
- (2) 防災教育及び防災訓練の実施
- ア 非常災害対策ハンドブックにより、緊急連絡訓練及び緊急動員訓練を実施する。
  - イ 県及び胎内市を含む市町村が実施する防災訓練に参加又は協力する。
- (3) 防災関係者を対象とした各種講習会に参加する。

## ○株新潟放送（B S N）

### 1 対策の現況

- (1) 放送の確保に必要な設備・機材・機器の転倒防止などの補強
- (2) 災害対応の機材・消耗品・備品の備蓄
- (3) 無線装置、中継車等の持ち出し方法、移動方法を決定し具体的マニュアルを策定
- (4) 電源確保には、平常から発電設備の整備点検

### 2 対策の計画

- (1) 局舎の耐震強度の再点検及び構造の補強
- (2) 放送施設の構造の強化
- (3) 送信所設備の再点検及び非常用設備の設置

### 3 体制面の整備

平成8年4月に「非常事態対策ハンドブック」を制定した後、数回の改訂を経て、東日本大震災後の平成24年6月に改定。このハンドブックは、新潟県内の放送エリア内で中越地震規模の大地震やそれに類する大災害が発生し、多くの人命や財産に被害が生じた場合あるいは本社及び送信所が災害により被害を受け、正常な放送が困難になった場合を想定し、災害時における放送の使命を果たすこと目的として体制面の整備を図り、日常的には非常事態を想定した訓練等を通じて社内対応を確立する。主な要旨は次のとおり。

- (1) 非常事態対策本部の設置と社内組織の確立
- (2) 特別放送の実施
  - ア ラジオ、テレビの機能の発揮
  - イ 取材機器、通信連絡設備の充実
  - ウ 臨時放送体制
  - エ 放送現場各局の特別放送実施対応マニュアルの制定
- (3) 社員の緊急呼び出しと自発的出社
- (4) 大地震による放送設備被災の場合の対策
  - ア 本社放送設備
  - イ 送信所
  - ウ 電源設備
- (5) 非常事態対策事前の対応
  - ア 管理体制面の整備

イ 社内備蓄品の整備、緊急物資・資材の入手ルートの確立

- (6) 「非常事態対策委員会」の設置とハンドブックの定期的な見直し、非常事態を想定した訓練の実施

### ○株新潟総合テレビ（NST）

#### 1 対策の現況

平素より以下の各項目について、防災措置を実施している。

- (1) 放送機器の落下防止、転倒防止対策  
(2) NTT東日本～NST間の中継回線、NST本社～弥彦送信所間の回線途絶対策として、移動局による回線設備機器の整備  
(3) 商用電力の停電に備え、UPS及び非常用発電機を整備。更に弥彦送信所は2系統受電。  
(4) 弥彦送信所は3KW放送機を完全2台化運用、アンテナへの給電線を2条化し、冗長度を有している。またNST本社～弥彦送信所間の中継回線を無線及び有線の2ルートで構成  
(5) 全国150か所（県内3か所）に給油所を有する業者と優先給油契約を結んでいる

#### 2 対策の計画

災害に備え以下の項目について充実を図る。

- (1) 非常用発電機の燃料補給先（業者）の確保、燃料備蓄量の増大。  
(2) 取材用無線設備の充実。  
(3) 防災意識の高揚、防災体制の強化

#### 3 体制面の整備

災害発生時には、その規模、本社及び放送設備の被災状況により「災害対策本部」を設置し報道機関としての責務を果たすこととし、日常においては「非常災害マニュアル」の実践と職員の防災意識の啓蒙と防災訓練の参加、消防訓練を実施している。

##### (1) 災害対策本部の設置

災害の規模及び放送設備の被災状況に応じて「災害対策本部」を設置し、災害放送の確保などに努める。

##### (2) 防災教育及び防災訓練の実施

ア 災害発時の非常災害マニュアルに基づき、社員の実践訓練及び防災意識の啓蒙に努める。

イ 系列局の防災訓練に参加するとともに、自社の防災訓練を実施して災害時に備えている。

### ○株テレビ新潟放送網（TNY）

#### 1 対策の現況

- (1) 本社演奏所 建物と鉄塔について耐震診断と非破壊検査を実施し、必要な補強対策を実施済み。  
地震による津波対策として、1階の重要施設保全を図るべく止水板

(1 m) の設置と重要機器の高位置への移設、無停電装置の2重化。非常用発電機は高圧と低圧を組み合わせて3重化とし、停電時や高圧発電機の故障、年次点検での高圧停電時にも放送系低圧は停電せずに放送継続を可能とした。放送系非常用低圧発電機の常用化対策として防火壁設置と地下燃料タンクへの接続で、高圧/低圧系とも長時間運転を可能とした。消防訓練等に合わせてBCP対応として放送系を除く全館停電訓練等を定期的に実施。

- (2) 弥彦送信所 建物と鉄塔について耐震診断と非破壊検査を実施し、必要な補強対策を実施済み。非常用発電機・無停電源装置を2重化し、定期的に検査運転を実施。
- (3) 放送設備 地震などでの落下転倒を防止するための補強、放送機器ラックなどの移動防止、天井吊り物の補強などの耐震対策の実施済み。
- (4) その他 各種連絡用無線機の設置、伝送テストの実施  
災害時、緊急時に応するバックアップ用放送機器や臨時映像伝送回線装置などの確保と、定期的な訓練を実施。

## 2 対策の計画

- (1) 本社演奏所 津波対策として、SNG中継車保全のための2階建車庫棟新築
- (2) 弥彦送信所 本社被災時における通信所単独での衛星回線を使用した緊急放送設備新築

## 3 体制面の整備

日常における防災体制の整備を図るとともに、災害時の放送の責務を果たすため、社員の安全確保と社内体制の整備、十分な機材の保全及び情報の取材など災害報道に全力を注げるよう、平常時における準備、非常時を想定した指揮体制の整備を図る。

- (1) 初動体制  
出社判断基準の明確化、連絡方法、出社手段の整備等ができるだけ速やかに放送体制を確保できるよう初動体制を明確にしておく。
- (2) 非常災害統括本部及び技術本部、放送本部、対策本部の設置  
非常災害マニュアル等の基準により、規模に応じた統括本部、総務本部、放送本部を設置し、社員各自の本部所属及び役割分担、責任体制を明確にしておく。  
ア 統括本部 各本部と連絡を取り災害対策体制全般につき指揮する。  
イ 技術本部 放送機能の維持、復旧に努めるとともに、放送本部とともに、緊急放送体制を構築する。  
ウ 放送本部 緊急放送体制を構築する。  
エ 対策本部 社員の安否の確認、社屋の保全・設備機能の維持回復、緊急放送体制支援のための対策を講じる。
- (3) 放送体制の確保  
ア 協力会社との非常災害対応に関する取り決め  
イ 系列各局による応援  
ウ 燃料供給会社との「非常時における燃料調達に関する協定書」を締結  
エ 隣接県の系列局との「災害時燃料相互支援に関する協定書」を締結

オ 新潟県と石油連盟との「災害時的重要施設に係る情報共有に関する覚書」における重要施設として登録

(4) 防災教育及び防災訓練

ア 各社員の任務、連絡方法等非常災害マニュアルの周知徹底

イ 情報伝達訓練等の実施により非常事態体制への参加意識を高める。

○~~新潟~~新潟テレビ21(UX)

1 対策の現況

(1) 建物は、昭和58年施工の建築基準により設計

(2) 各種放送器のコンソール、ラックはアンカーボルトによる床面固定あるいは転倒防止のために壁面に固定

(3) 停電時電源の確保

本社演奏所 自家発電機により3~4日間放送可能(停電時は、送信設備に自家発電機起動まで無停電装置により給電)

弥彦演奏所 自家発電機により4~5日間放送可能

中継局 1/3局は自家発電機又はバッテリーにより数時間~数日間放送可能

(4) 送信所は不足の事態に備え、減力による運用が可能

(5) 送信所への予備回線は中継車、SNG(衛星車載)車等の無線設備を使用して確保

2 対策の計画

(1) 中継回線の確保は、NTT東日本回線などの代替方法を考慮

(2) 防災意識の高揚

(3) 防災体制の確立とシミュレーションの実施

(4) 停電時及び災害時に備え、自家発電機のさらなる強化

(5) IP伝送による情報の確保

3 体制面の整備

非常災害時の報道機関の責務を果たし放送の確保を図るため、日常においては「非常災害対策マニュアル」の周知と防災訓練などによりその実践を図り、大規模な災害発生時には「防災対策本部」を設置して災害報道に対応する。

ア 防災対策本部の設置

大地震・大火災・大事故等の発生により、放送設備及び放送機器などに著しく支障が生じた場合に、災害対策本部を設置する。災害対策本部の下に「災害報道実施本部」を設置して、災害報道に対応する。

イ 情報伝達及び連絡

非常災害時の電話の受発信は、優先電話や携帯電話、公衆電話の利用が多少でも有効であるが、それらが不通の場合は、無線による連絡手段が有効である。無線連絡機器の充実を図るとともに、感度交換訓練等に積極的に参加する。

ウ 防災教育及び防災訓練の実施

社員の業務分担、勤務時間外の伝達・非常対応措置などを定めた「非常災害対策

マニュアル」の周知と防災訓練などにより災害時の防災業務の徹底を図る。

## ○株エフエムラジオ新潟

### 1 対策の現況

- (1) 平成15年5月から耐震設計により新局舎を建設、運用。局舎内演奏所は、冠水に配慮し地上高8.4メートルの3階に設置。各種放送設備は、転倒防止、移動防止などの耐震対策を実施している。
- (2) 停電時に備え、演奏所は、非常用自家発電装置およびCVCF（無停電装置）を設備し、弥彦送信所および各中継局は、非常用自家発電装置または非常用バッテリーを設備している。
- (3) 当社の加盟する全国FM放送協議会で加盟局相互に機材支援を行う「JFN災害時応援機材リスト」を整備している。

### 2 対策の計画

- (1) 震災による具体的被害を想定し、被害レベルに合わせた回線・設備・要員等の対応計画を検討する。  
(例：演奏所または送信所が倒壊した場合等)
- (2) 全国FM放送協議会加盟局で機材支援を含む全般的な相互支援体制をさらに整備、充実する。

### 3 体制面の整備

#### (1) 初動体制

「災害対策マニュアル」で、連絡ルート・方法、出社判断基準等を定め、可能な限り迅速に放送体制を確保する。また、継続的に見直しを行う。

#### (2) 非常災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合、「非常災害対策要領」に基づき、代表取締役社長を本部長とする非常災害対策本部を設置し、必要に応じた措置を講じて、災害特別放送を実施する。また、継続的に見直しを行う。

#### (3) 防災教育及び防災訓練の実施

「非常災害対策要領」および「災害対策マニュアル」を社員、協力スタッフへ徹底し、防災意識の高揚、災害対応能力の向上を図る。また、必要に応じて防災訓練を実施するとともに、自治体等が実施する防災訓練に参加、協力する。

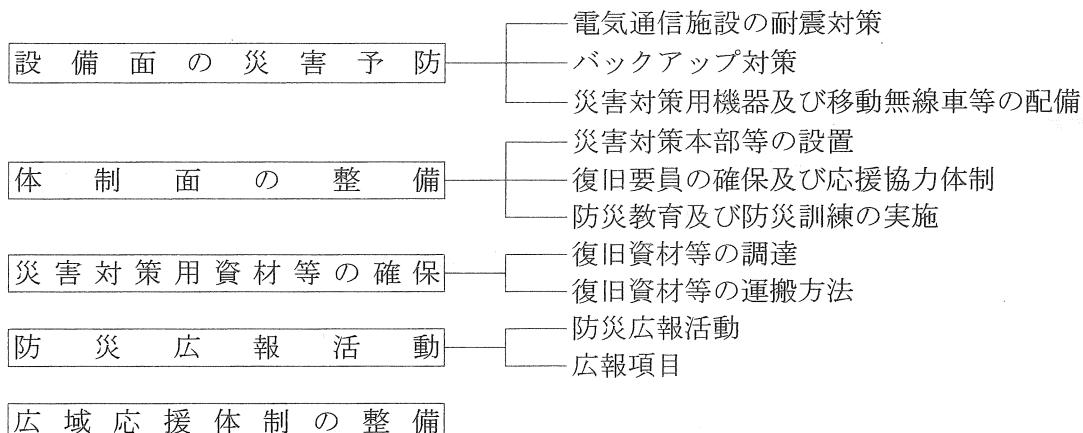
## 第16節 電気通信事業者の地震対策

### 1 計画の方針

#### 基本方針

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の耐震対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る

### 2 計画の体系



### 3 設備面の災害予防

電気通信設備の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

#### (1) 電気通信施設の耐震対策及び耐火対策

##### ア 通信建物及び電気通信設備等の補強

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、耐震対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施する。

##### イ 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが必要に応じて機能改善等を実施する。

#### (2) バックアップ対策

地震災害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

ア 主要伝送路のループ構成、多ルート構成或いは2ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。

イ 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備を図る。

(3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

- ア 孤立防止対策用衛星電話
- イ 可搬型移動無線機
- ウ 移動電源車及び可搬電源装置
- エ 応急復旧光ケーブル
- オ ポータブル衛星車
- カ その他応急復旧用諸装置

#### 4 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、地震災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、地震災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力するものとする。

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及び予め定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

- ア 情報連絡室の設置
- イ 支援
- ウ 災害対策本部の設置

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ グループ会社等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

- ア 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。
- イ 中央防災会議及び県市町村が実施する防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力する。
- ウ 防災関係者等を講師とする講習並びに研修の実施及び各種講習会へ参加する。

#### 5 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等を主要拠点への配備充実を図る。

(1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、NTT東日本及びNTTドコモの当該支店が保有する資材及び全国より資材等の調達を行う。

- ア 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材

イ 電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3) 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等を確保する、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。

## 6 防災広報活動

地震災害によって電気通信サービスに支障を來した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

(1) 防災広報活動

ア 広報車での呼びかけ

イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報

ウ インターネットを通じての周知

(2) 広報項目

ア 被害状況

イ 復旧見込み

ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知

エ 災害用伝言サービス提供に関する事項

## 7 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、NTT東日本及びNTTドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時から予め措置方法を定めておく。

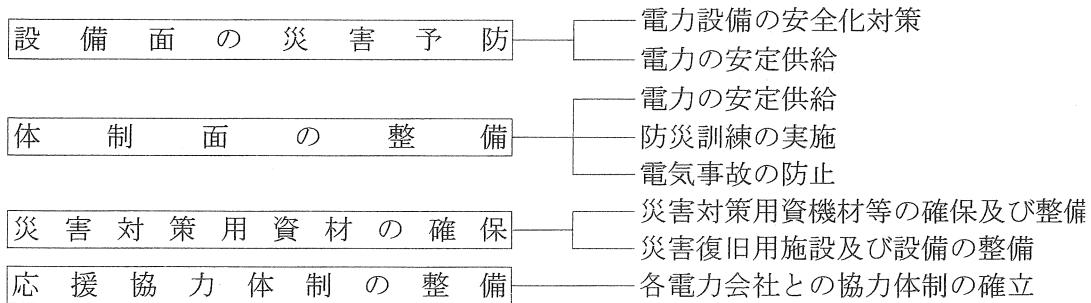


## 第17節 電力供給事業者の地震対策

### 1 計画の方針

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し、人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

### 2 計画の体系



### 3 設備面の災害予防

#### (1) 電力設備の安全化対策

電力設備は、下記の耐震設計基準に基づき設置されており、各設備毎に十分な分析を行うとともに、従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

施設名	耐震設計基準
水力設備	発電用水力設備の技術基準及びダム設計基準に基づき耐震設計を行う
火力設備	発電用火力設備に関する技術基準等に基づき耐震設計を行う
原子力設備	原子力発電所は安全上の重要度に応じて耐震設計を行う
送電設備	電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行う
変電設備	変電所等における電気設備の耐震対策指針に基づき耐震設計を行う
配電設備	電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行うとともに、電柱については高強度コンクリート柱の使用や、軟弱地盤箇所については支持物の補強を行う
通信設備	電気設備に関する技術基準及び電力保安通信規程に基づき耐震設計を行う

なお、各設備の建物については、建築基準法に基づき耐震設計を行う。

#### (2) 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。

また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社より供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は2回線化やループ化するなど信頼度の高い構成とともに、これらを制御する通信系統も2重化を行う。

#### 4 体制面の整備

##### (1) 電力の安定供給

新潟給電指令所、各技術センター制御所及び営業所において24時間の監視体制を行っており、非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

##### (2) 防災訓練の実施

震災等を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施する。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

##### (3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡回点検を行う。

#### 5 災害対策用資材等の確保

##### (1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

##### (2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

#### 6 防災時広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。

#### 7 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

## 第18節 ガス事業者等の地震対策

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

- ア 都市ガス事業者、LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下、「ガス事業者」という。）は次の対策を行う。
- （ア）都市ガス供給設備及びLPガス充てん所（以下、「ガス供給設備」という。）の耐震性の向上を図る。
- （イ）消費者に対して地震発生時の安全措置を広報等により周知する。
- （ウ）二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。
- イ LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下、「LPガス事業者」という。）は、指定避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。
- ウ 胎内市民は、地震発生時の安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の耐震性向上に努める。
- エ 新潟県は、地震発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。
- オ 胎内市は、次の対策を行う。
- （ア）公共施設等でガスが使用出来なくなった場合のLPガス等による代替措置を確保する。
- （イ）地震発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

#### (2) 積雪地域での対応

市民は、ガスマーティー・配管及びLPガス容器周辺の除雪に努める。

また、ガス事業者は、ガスマーティー及びLPガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

### 2 ガス事業者の役割

- (1) 地震による被害を最小限にとどめると共に、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。
- ア ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置
- （ア）ガス供給設備の耐震性向上を計画的に進める。
- （イ）消費者に対して消費先ガス設備の耐震性強化について周知等により助言を行う。
- イ 二次災害防止のための措置
- （ア）消費者に対して地震発生時に取るべき安全措置を予め周知する。
- （イ）緊急措置及び点検を速やかに実施できる体制を整備する。
- （ウ）LPガス事業者は、地震による土砂崩れ等により流出・埋没した容器の回収に必要な体制を整備する。
- （エ）地震時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。
- (2) 複数の通信手段の確保に努める等、被害状況を県及び市町村へ連絡する体制を整備する。
- (3) 速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備え、停電対策の整備に努めるとともに、応援協力体制を整備する。

- (4) 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスマーティー及びLPガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者に対してガスマーティー及びLPガス容器周辺の除雪について協力を求める。
- (5) LPガス事業者は、都市ガス供給停止区域にある指定避難所、公共施設等へのLPガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。

### 3 市民・企業の役割

- (1) 所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、地震対策を行う。
- (2) 地震発生時にるべき安全措置の重要性、及びマイコンメーター、震撃装置等の災害時に作動する安全機器について、ガス事業者からの周知等を通じて予め理解しておく。
- (3) ガス供給停止に備え、カセットコンロ等の簡易調理器具を家庭で準備する。
- (4) 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、LPガス容器やガスマーティー周辺の除雪を行う。

### 4 胎内市の役割

- (1) 公共施設等でガスが使用出来なくなった場合のLPガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。
- (2) 一般家庭・事業所に対して、地震発生時にるべき安全措置の重要性について普及・啓発を図る。  
また、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、地震時の安全措置等の重要性について普及・啓発を図る。
- (3) 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

### 5 新潟県の役割

- LPガス事業者に対して、次の事項について指導する。(防災局)
- (1) LPガス充てん所の法定耐震基準の維持・向上
- (2) 被害の生じたLPガス充てん所及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備
- (3) 都市ガス供給停止区域の指定避難所、公共施設等への緊急供給のための体制の整備
- (4) 一般家庭・事業所における地震発生時にるべき安全措置等の重要性、及びマイコンメーター、震撃装置等の災害時に作動する安全機器についての普及・啓発。

### 6 防災関係機関の役割

- (1) 新潟県ガス協会
  - ア 研修会・講習会を開催することにより、ガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
  - イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
  - ウ 地震発生時にるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、

消費者に対して普及・啓発を図る。

(2) (一社) 新潟県エルピーガス協会

- ア 研修会・講習会を開催することにより、L P ガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
- イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
- ウ ガス器具等を備蓄するとともに、指定避難所、公共施設等への L P ガス緊急供給体制を整備する。
- エ 地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。



## 第19節 上水道事業者の地震対策

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施する上で大きな支障となることから、大規模な地震の発生に伴う水道の断滅水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水、生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

#### ア 各主体の責務

##### (ア) 水道事業者の責務

災害時における水道の断滅水を最小限に抑えるため、水道施設の耐震性を強化する。また、被災後の給水機能の回復を早期に達成できる体制を整備する。

##### (イ) 胎内市の責務

胎内市防災担当部局は、水道事業者と連絡をとり、被災状況等の情報を一元化し、市全域にわたる総合的な応急体制を確立する。

また、緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

##### (ウ) 新潟県の責務

水道事業者及び胎内市による災害予防対策が促進されるよう支援体制の充実、強化を図る。

##### (エ) 市民の責務

概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄することに努める。

#### イ 達成目標

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、施設の耐震化率等の現状を把握し、被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

耐震化の目標	具体例
①応急復旧期間	地震発生後、概ね1ヶ月を目途に応急復旧
②応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの1人当たりの供給量 ・被災直後は生命維持に必要な水量（3㍑／日） ・1週間後は炊事、洗面等最低生活水量（30㍑／日） ・2週間後は生活水量の確保（40㍑／日） ・1ヶ月後は各戸1給水栓の設置

#### (2) 積雪地域（中山間地）での対応

##### ア 中山間地での配慮

ア 水道事業者は、地盤条件や周辺の地形条件によっては基礎地盤や周辺地盤の崩壊に伴う施設の滑落、流失が予測されることから水道施設の位置や基礎構造の選定に配慮する。

- (イ) 胎内市は、孤立集落の発生が懸念されるため、当該集落に対する応急対策を確立する。
- (ウ) 水道事業者は、集中型の水道システムでは、長期間に亘り復旧不能な事態に陥ることに備えて予備水源の確保に努める。
- (エ) 胎内市及び県は、地域全体の大規模な復旧、復興が必要である場合、他のライフライン部局等と協議し、効率的な復旧、復興を図る。

#### イ 積雪期の対応

胎内市は、約半年間は復旧作業が困難であることに留意し、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

## 2 水道事業者の役割

耐震化計画を策定し、施設及び体制面の耐震化対策を推進する。

また、胎内市防災担当部局が行う災害時の飲料水等の確保に関する施策に応じて、緊急時における飲料水等の確保対策を行う。

### (1) 施設の耐震化

#### ア 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は耐震設計とする。

#### イ 貯水、取水及び導水施設

貯水及び取水施設の耐震性を強化し、管路は耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。

#### ウ 净水、送水及び配水施設

(ア) ポンプ回りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化を図るとともに、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。

(イ) 送、配水幹線については、耐震性継手、伸縮可撓管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送、配水系統間の相互連絡の整備を行う。

配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

(ウ) 隣接する水道事業者間の広域的な相互連絡管を整備する。

#### エ 付属施設等

施設の機能を十分に發揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震性の強化を図る。

#### オ 耐震化の優先順位

浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートについては優先的に耐震性の強化を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備え3日以上連續稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

### (2) 体制面の耐震化

#### ア 水道施設の耐震性調査及び定期点検

現状の水道施設及び地盤等の耐震性を総合的に調査し、必要に応じ補強するとともに定期的な点検により機能維持を図る。

#### イ 地震による水道施設の被害想定

地震の規模、地盤の状況等から水道施設の被害規模等を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

- (ア) 震災直後の被害状況を見積もるため、ガス事業で設置した地震計を活用したきめ細かな地震情報を収集する体制を確立するものとする。
- (イ) 地震の規模、地盤の状況、施設整備状況等からパソコン等を利用した水道施設の地震被害の発生予測手法を開発し、被害を予測し、給水目標及び応急対策計画の策定を検討する。

#### ウ 応急対策計画の策定

##### (ア) 動員計画

応急給水、応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

##### (イ) 応急給水計画

- a 被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。
- b 地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。
- c 応急給水活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

##### (ウ) 応急復旧計画

- a 応急復旧期間を設定する。
- b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。
- c 拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。
- d 応急復旧活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

##### (エ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備、確保

- a 給水拠点となる浄水場、耐震性貯水槽等の施設を整備する。
- b 給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。

#### エ 職員に対する教育及び訓練

- (ア) 計画的な研修会、講習会を開催することにより、震災時において判断力の養成、防災上必要な知識及び耐震性継手を有する管の施工等の技術の向上、人材の育成に努めるものとする。

- (イ) 緊急時に迅速かつ的確な対応が図られるよう、平常時において総合訓練、各種訓練（収集訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を行うものとする。

#### オ 図面・災害予防情報及びOA機器のバックアップ

- (ア) 拠点給水地、指定避難場所、想定避難住民数、貯水設備等の情報を盛り込んだ応急復旧用地図（住宅地区、配管図、構造図等）を作成するとともに、コピー機械を配備し、迅速に必要な図面を現場で使用できる体制の整備に努めるものとする。

- (イ) 水道事業者相互間で、水道システムの基本情報（水道システム図、施設図、管路図等）を共有化できるよう検討するものとする。

- (ウ) パソコン等のOA機器のバックアップシステムを構築し、補完機能を強化するよう努めるものとする。

#### カ 災害時における協力・応援体制の確立

自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、胎内市、県、水道工事業者等の関係機関との協力、応援体制を確立しておく。

### 3 水道事業者、胎内市の役割

#### (1) 飲料水等の確保

飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。

#### (2) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

#### (3) 防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、住民、町内会等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

胎内市は災害時の活動を円滑に進めるため、住民、町内会等に対し、平常時から防災体制、飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努めるものとする。

##### ア 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、防災体制、飲料水の確保（最低限度3日分、1人1日3リットル程度を目安）、衛生対策等の留意事項について広報紙等により広報し、防災意識の啓発に努める。

##### イ 町内会等への防災活動の研修

町内会や自主防災組織に対し、応急給水計画を周知し、共同訓練等により防災活動の研修を充実させ、緊急時における支援体制の確立に努めるものとする。

##### ウ 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等に対し、震災直後における飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の向上について広報、指導に努めるものとする。

### 4 新潟県の役割

#### (1) 水道事業者、胎内市からの情報収集や助言等

水道施設の災害予防対策に関する国の施策、他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、水道事業者及び市町村に対し助言等を行う。

#### (2) 災害対策用資機材の備蓄状況の把握

水道事業者における応急給水用、応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関において情報を共有する。

#### (3) 関係機関との防災体制の構築

胎内市からの応援要請に対応できるよう平時から日本水道協会新潟県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。

#### (4) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、震災時に通信不能とならないように通信手段の多様化を図る。

## 5 防災関係機関の役割

### (1) 日本水道協会新潟県支部

災害時における県及び水道事業者からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努める。

### (2) 新潟県水道協会

主に簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制を整備することに努める。



## 第20節 下水道事業者等の地震対策

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震により、下水道等（下水道、農業集落排水）の処理場、ポンプ場、管渠等が被災を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止または機能低下した場合は、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められることを日頃から認識しておく。

下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等ができるかぎり自粛する。

地震発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 胎内市は、あらかじめ、地震災害から住民を守るために、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転マニュアル（仮称）を作成しておく。

下水道等施設が被災をうけた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報できるように準備しておく。

携帯トイレ、簡易トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄もしくは災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるよう努める。

ウ 新潟県は、大災害を想定した胎内市の支援体制を整備しておく。

自ら管理する下水道施設の被害状況を把握すると共に、必要な応急処置を講ずることができるように準備しておく。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄もしくは災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるよう努める。

エ 下水道施設等施設復旧はおおむね次の計画を目安にする。

地震後～3日目程度	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民への情報提供、使用制限の広報</li><li>・処理場、ポンプ場管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置</li></ul>
〃 3日目程度～ 1週間程度	<ul style="list-style-type: none"><li>・応急調査着手、応急計画策定</li><li>・施設応急対策実施</li></ul>
〃 1週間程度～ 1ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"><li>・本復旧調査着手</li><li>・応急復旧着手・完了</li></ul>
〃 1ヶ月～	<ul style="list-style-type: none"><li>・本復旧調査完了、本復旧計画策定</li><li>・災害査定実施、本復旧着手</li></ul>

オ 新潟県、胎内市は、被災施設の復旧計画を立て、施設の機能回復および復旧の早期達成を目指す。

新潟県、胎内市は、新設及び既存の施設に対して耐震対策を講ずるよう努める。

カ 下水道等管理者は、老朽化した下水道等施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 胎内市は、避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

イ 新潟県、胎内市は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し被災を受けないように配慮するように努める。

(3) 積雪地域での対応

ア 新潟県、胎内市は、積雪地域における下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるよう準備しておく。

イ 胎内市は、避難所等におけるトイレ使用を円滑に出来るように努める。

ウ 新潟県、胎内市は連絡を密にし、適正な下水道使用に努める。

## 2 市民、企業等の役割

(1) 市民、地域の役割

ア 各家庭において、地震発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道に流入させる水の量を少なくするように努める。

ウ 市民は、地域の避難所における携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができる間柄の形成に努める。

エ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

ア 企業・事業所、学校等において、地震発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道に流入させる水の量を少なくするように努める。

ウ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

## 3 胎内市の役割

〈予防計画〉

(1) 施設面の耐震強化対策

ア 耐震診断及び耐震補強工事

市は、地震発生時の下水道施設の被害を低減又は防止するため、施設の耐震性を把握し、弱点箇所について年次計画を立て、耐震性診断及び対策工法の検討を行うとともに、必要に応じて耐震補強工事を行うものとする。

イ 耐震計画、調査、設計及び施工

市は、下水道施設の建設計画時点から、下記の事項について耐震対策を検討するものとする。

(ア) 計画

a 重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化

重要幹線、下水処理場の重要な水路及び配管、あるいは汚泥圧送管等が破裂す

ると、システム全体の機能が長期にわたり停止することになる。これを避けるため、縦横幹線の二条化や処理場内の重要な水路等の複数系統化を図るよう努める。

b 下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化を図るよう努める。

(1) 設計

a 管路は、地盤状況に応じて管渠周辺の地盤改良の実施や可とう管及び可とう性継ぎ手等を採用する。

b 処理場・ポンプ場における構造物及び配管の継ぎ手部は、可とう性、伸縮性及び止水性を有する継ぎ手を採用する。

ウ 地震災害予防対策（液状化対策）

地震による下水道施設の被害の要因として、地震の特性及び地形等が重要な要素を占めており、なかでも新潟地震等に見られるように地震の液状化による施設被害が大きいものと予測される。従って、液状化対策（地盤改良による地盤の強固化等）を重点的に講ずることが必要である。

(2) 施設面の安全確保対策

ア 台帳の整備

下水道台帳（調書、一般図、施設平面図）は、被災時の調査及び復旧の作業を円滑に行ううえで重要な資料である。そのため、市は資料の収納及びデータ管理を行う施設について、耐震化を進めるとともに、遠隔地に複数管理（バックアップ）して、資料の安全性の確保を図るものとする。

イ 施設の点検パトロール

市は下水道施設の点検パトロールにおいて、地震災害に対し敏速かつ適切な措置が行えるように、その施設の機能状況の把握に努めるものとする。

ウ 維持補修工事及び補修記録の整備等

市は異常箇所の補修及び施設改良の記録が、地震災害時、有効に活用できるよう、整備しておくものとする。

(3) 体制面の整備

ア 防災組織の充実

市は、下水道施設の防災対策にあたり、防災活動が円滑にできるよう関係課と調整、協議し、組織の整備を図るものとする。

イ 応急対策マニュアル等の策定

市は、電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努めるものとする。また、応急復旧等のマニュアル、手順書を策定するとともに従事者の動員表、役割分担表を作成し、迅速かつ適切な応急対策に努めるものとする。

ウ 災害対策用資材の整備

市は、地震災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、建設業協会等と協力し、災害対策用資材等の整備を図るものとする。

## エ 関係消防機関との連携及び連絡調整

市は、下水道施設の調査、復旧において、ライフライン施設等防災関係機関との連携及び連絡調整を行う必要がある。このため、防災関係機関及び建設業協会等に対しては、可能な限り事前協議を行い、情報交換や連絡・協力体制についての取り決めを行うものとする。

## <震災後>

### (1) 緊急体制の整備

- ア 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- ウ 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- エ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

### (2) 災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発

一般家庭、事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及啓発を図るように努める。

### (3) 下水道等施設の管理

- ア 下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定および必要な応急処置を実施する。
- イ 県の協力を得ながら早期に機能回復できるように努める。
- ウ 下水道等の被災に関する情報を関係市町村、関係機関、市民等に周知するように努める。
- エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄もしくは調達できるように努める。
- オ 二次災害の予防

市は地震による被災時において、下水道各施設の損傷の拡大及び機能の低下を最小限に止めるものとする。また、これらの被害に伴う災害、例えばポンプ場及び処理場内の各種薬品類、重油及びガス等の燃料の漏洩、その他の二次災害が生じないように整備を図るものとする。

## 4 新潟県の役割

### (1) 緊急体制の整備

- ア 関係事業者団体等との応援協定等による緊急体制の整備
- イ 胎内市を含む関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- ウ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

### (2) 胎内市に対する支援体制の整備

- ア 胎内市に対し、大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備するように努める。
- イ 災害査定における、技術的、知識的アドバイス等支援を行う体制を整備するように努める。

### (3) 災害時における下水道使用に関する市民への普及啓発

- ア 一般家庭、事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び、災害時の下水道使用について、普及啓発を図るように努める。

### (4) 流域下水道施設の管理

- ア 流域下水道当施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急用措置を実施

する。

- イ 流域関連公共下水道管理者である市町村の協力を得ながら早期に機能回復できるように努める。
- ウ 流域下水道に関する情報を関係市町村、関係機関、県民等に周知するように努める。
- エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるように努める。

## 5 関係機関の役割

### (1) 地方共同法人日本下水道事業団

- ア 県、胎内市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・胎内市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

### (2) (一社) 地域環境資源センター

- ア 県、胎内市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・胎内市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

### (3) (公社) 日本下水管路管理業協会

- ア 県、胎内市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・胎内市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 必要な機材の調達等、災害時の対応に協力するように努める。

### (4) (一社) 新潟県下水管路維持改築協会

- ア 県、胎内市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・胎内市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 必要な機材の調達等、災害時の対応に協力するように努める。

